

8. スポーツ・青少年・ 教育

1 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

2025年世界陸上競技選手権大会（以下「世界陸上」という。）及びデフリンピック大会（以下「デフリンピック」という。）の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

世界陸上については本年7月に、デフリンピックは9月に、各々東京招致が決まり、2025年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。これらの大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて多様性の大切さを力強く発信する絶好の機会ともなる。

これら国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定める通り、東京2020大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものであり、スポーツの一層の振興につなげ、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

<具体的要求内容>

両大会の開催・準備について、人的・財政的支援、国所管施設の使用料免除、セキュリティの確保、海外の選手・関係者の出入国時の感染症対策、査証や関税等の取扱いを含む出入国対応、更に競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化、情報保障の充実など、国が行う主体的取組を具体的に検討の上、各省庁と連携して取り組むこと。

2 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やICTの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、コロナ禍においても子供たちの学びを止めないため、徹底した感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- (3) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能とな

- るよう、財政的支援を行うこと。
- (4) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
 - (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
 - (6) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用や、「地域移行」に向けた環境整備を図ること。

3 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業においては、依然、採択がなされない場合があり、学校体育館等は令和2年度第3次補正予算からようやく断熱性の確保を条件として、採択され始めたところである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

4 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、端末整備完了後における端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用を含めた学習支援サービス、指導者用端末、予備端末等補助の対象範囲を拡大し、補助単価の上限を増額すること。
- (2) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分の校内通信ネットワーク整備や端末整備等についても補助対象とすること。
- (3) I C T支援員の配置費用等についても、令和4年度で終了予定の地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える配置費用等についても、十分な財政支援を行うこと。
- (4) G I G Aスクール運営支援センターの補助制度について、自治体との連携の有無を問わず、補助対象に含めるとともに、補助割合を同一とし、補助単価も増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用確保のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルW i — F i ルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (7) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。

- (8) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても財政支援を行うこと。
- (9) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。
- (12) 学習eポータルについて、どのポータルを選択しても、全ての教科書会社のデジタル教科書を利用できるよう早期に方針を示すこと。

<現状・課題>

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、令和2年度中に整備を行うこととした。

しかし、「GIGAスクール構想」の補助制度について、端末、校内ネットワーク整備等は、令和3年度以降新設する学校は対象となっていない。

また、一人1台端末整備は、当初令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に算出されており、その後令和2年度に増加した人数に対応する分についても追加で措置されたが、令和3年度以降増加した分は自治体負担となる。一人1台端末の整備に関する補助制度の対象外である3人に1台の基準で配備される端末や指導者用の端末等は「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」をされているが、都や一部の区市町村は地方交付税不交付団体であることから、財政措置がされていない。

さらに、端末を十分に活用するためには、クラウド利用を含めた学習支援サービスやキーボード以外の周辺機器等、指導者用端末や予備端末などが必要となることと併せ、今後一人1台端末の更新も予定される。

校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応などを民間業者に委託する場合の経費に対する補助を行っているが、2以上の自治体が連携して実施する場合等と自治体が単独で実施する場合とで補助割合が異なっており、令和5年度に自治体が単独で実施する場合は補助対象としていない。当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。一方、端末やネットワーク等が自治体毎に異なる現状では、自治体間の連携により得られる相乗効果に乏しい。学校現場での端末活用の日常化に向けて、当該事業を自治体単独で実施する場合についても、十分な財政支援が必要となる。

モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。また、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

一人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

継続的にICTを利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、端末活用の日常化に欠かせないスタッフである。そのため、令和4年度で終了予定の地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える配置費用等についても、十分な財政支援が必要となる。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助

対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表されたが、主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国は、小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができる CBT システムとして MEXCBT を開発している。また、国は、学習 e ポータルについて、今後の教育データ利活用等を見据え、教育委員会単位など一定の規模ごとに1つの学習 e ポータルを使用することが便利であると想定している。

今後、デジタル教科書・教材等は、学習 e ポータルの仕様に合わせ、学習状況の把握や振り返りができるようになる見込みである。

現状では、学習 e ポータルは、提供事業者ごとに対応している教科書会社が異なっている。このため、選定した学習 e ポータルによっては、地区等で採択したデジタル教科書に対応していないことが想定され、デジタル教科書の利活用を促進するうえで、大きな課題になると想定される。

< 具体的要求内容 >

- (1) 児童・生徒一人1台端末整備の補助制度について、端末整備完了後における保守管理及び端末更新時の費用等について継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末なども休業期間や日頃の ICT 利活用時に必要不可欠となることから、補助制度の対象範囲に含め、補助割合（定額4万5,000円）を増額すること。
- (2) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、校内通信ネットワークや一人1台端末整備等を令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分についても補助対象とすること。
- (3) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT支援員の配置に係る地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える ICT 支援員の配置費用等についても、十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、都道府県や区市町村の状況に応じて実施方法を選択できるよう、自治体間の連携の有無を問わず、補助対象に含めるとともに、補助割合を同一とし、補助単価も増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人1台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行う

とともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。

- (7) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
- (8) 児童・生徒3人に1台の基準で配備される端末や指導者用端末等に対する「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても、交付団体同様に財政支援を行うこと。
- (9) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。
- (12) 学習eポータルについて、どのポータルを選択しても、全ての教科書会社のデジタル教科書を利用できるよう早期に方針を示すこと。